

答 申 書

平成29年10月31日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査
会長 笠原 三紀



平成29年9月12日付け環環管第22号をもって諮問のありました「京都市北消防署移転整備事業に係る配慮書案について」、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。
- (2) 配慮書案の環境配慮方針及び内容に基づき事業を実施すること。

2 人と自然との触れ合いの活動の場

- (1) 失われる緑地面積や植栽について配慮し、公園と一体感のある緑地の創出に努めること。
- (2) 公園との調和を図った景観に配慮すること。

3 その他

事業の実施に伴い、大宮交通公園の一部が失われるため、公園所管部局と連携し、失われた遊具等を補完するなど、公園機能に配慮するとともに、公園全体としての再整備に努めること。